

長野市介護保険フレッシュ情報

号 外

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護サービスを利用している皆さんや各事業者から寄せられた質問への回答、長野市からのお願い・お知らせなどを掲載しています。

も く じ

- 令和元年台風19号災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いにおける「住家」の解釈について【別紙1】
- リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について【別紙2】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

令和元年台風19号災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いにおける「住家」の解釈について

令和元年10月18日付け事務連絡「令和元年台風19号災害で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」において、医療保険の窓口負担や介護サービス利用料及び医療保険の猶予・減免について示されました。つきましては、対象者要件の「住家」の解釈について、以下のとおりとしますので、適切な取扱いをお願いします。

1 対象者の要件

(1) 略

(2) ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
②～⑤ 略

この場合における「住家」とは、住民票のある場所ではなく、実態として居住する場所をいい、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護等を含みます。

また、この取扱いについては長野市国民健康保険、長野県後期高齢者医療保険においても同様となります。住所地特例者等本市以外(後期高齢者医療の場合は、長野県以外)の被保険者の取扱いにつきましては、各保険者にお問い合わせください。

問い合わせ先：介護保険課サービス担当
TEL：026-224-7871(直通)



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》

長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当

電話：026-224-7871(直通) / FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp